

令和5年度第2回 青梅市空家等対策審議会

令和5年12月6日

書 面 開 催

令和5年12月5日までに、委員に皆様から返答を頂きました。
その結果、議題の報告事項、協議事項に回答がありましたのでご連絡いたします。

1 質問・御意見について

(1) 報告事項（質問）

青梅市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
第4条第2項の改正内容の中に期限を設けてはいかかでしょうか？
例えば、・・・とともに前条第1項の規定により指定した期日までに市
が実施する施策・・・

理由としては、所有者に対して可能な限り早急に対応してもらうた
めに意識付けを行うことが必要と考えます。

(2) 報告事項（回答）

所有者の方に早急に対応してもらうための意識付けは、重要であり
ます。期日の指定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措
置法においても、期日の指定はされていないことから、条例でも法に
準じて特に指定せず、施策を推進してまいります。

(3) 協議事項（御意見）

青梅市の特定空家等について

ご対応お疲れ様でした。継続的な話し合いと先方との良好な関係を
築いて頂いた成果と思えます。今後も特定空家にならないよう相談窓
口等から所有者や近隣住民の悩みを吸い上げ早めに対策がとれるよう
な体制を整備して頂けると幸いです。

よろしく申し上げます。

(4) 協議事項（回答）

今後も管理不全空家および特定空家等にならないよう、所有者等に
対し、状態の改善を求め、直接働きかけてまいります。

2 その他

次回 第3回青梅市空家等対策審議会 日程

令和6年2月19日（月）10時から